

「那珂川圏域河川整備計画（変更原案）」について、

学識経験を有する者、関係する住民から

いただいたご意見に対する茨城県の考え方

本資料は、「那珂川圏域河川整備計画（変更原案）」について学識経験を有する者、関係する住民からいただいたご意見に対する茨城県の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに茨城県の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、茨城県の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

茨城県土木部河川課

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
1. 2 河川整備の現状と課題	1	<ul style="list-style-type: none"> 治水事業の沿革と課題について <ul style="list-style-type: none"> 近年の災害発生や技術進歩の動向を踏まえた直轄区間の計画変更に対応し、概ね適切な修正がなされているが、直轄区間の計画で強調されている「水防災意識社会の再構築」に関する言及が読み取れる箇所がない。もう少し「水防災意識社会の再構築」を念頭に加筆すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて記述を追加します。
	2	<ul style="list-style-type: none"> 多重防御治水の定義について <ul style="list-style-type: none"> 「多重防御治水」について、初出箇所定義を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて記述を追加します。
1. 3 河川整備計画の目標	3	<ul style="list-style-type: none"> 遊水地の整備について <ul style="list-style-type: none"> 遊水地は、西田川だけでなく他河川でも積極的に検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や地域住民と調整を図りながら、引き続き検討してまいります。
	4	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の目標について <ul style="list-style-type: none"> 河川整備は人口や資産が集積している区間を重点的に進め、地域・関係機関等が連携できる遊水地・貯留機能の高い施設が望ましい。浸水被害が見込まれる区域では、土地利用や住まい方など配慮して確実にしっかりした治水を推進すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、変更原案「1.3.3.洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載のとおり、河川整備を行う際は人口や資産が集積している区間を重点的に進めるとともに、遊水・貯留機能の確保・向上、土地利用・住まい方などを組み合わせた多重防御治水を推進してまいります。
	5	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理型ハード対策の説明について <ul style="list-style-type: none"> 「危機管理型ハード対策」について、初出箇所説明を加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、変更原案「1.3.3.洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」での記載を削除し、「2.1.2.河川工事の種類」に説明を追加します。
2. 1. 2 河川工事の種類	6	<ul style="list-style-type: none"> 田野川と那珂川本川との合流点について <ul style="list-style-type: none"> 田野川と本流との合流点については、水門と排水機場の設置を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、変更原案「2.1.2.河川工事の種類」に記載のとおり、本川・支川が合流する箇所においては、安全に洪水を流下させることができるよう、本川の管理者と連携して河川整備を実施してまいります。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
2. 1. 3 河川工事の施行の場所について	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井川合流点付近的那珂川本川について <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水が滞留する区間の嵩上げ及び自衛隊渡河訓練所下流にある導流堤を左岸方向へ延長すべき。 ・ 右岸20k付近（水戸市飯富町）の越水した区間の堤防の嵩上げを追加すべき。 ・ 左岸，水戸市下国井町，藤井川合流部付近の河道掘削，樹木伐採を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見は直轄区間に関するものです。なお，令和元年東日本台風を受け，国と県で連携を図りながら一体的に河川整備計画の見直しを進めています。
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田野川について <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路橋梁下の堤防は草も生い茂らず乾燥した粘りのない堤防だったため，災害復旧にあたっては良質購入土の使用や固化による強化をすべき。 ・ 川を横断する道路（高速側道・市道）の高さを左岸堤防に合わせるべき。 ・ 国道123号～那珂川合流部の堤防裏法尻を強化すべき。 ・ 飯富地区は，国道123号やインターチェンジなどが立地し，開発適地であることから，重点的，優先的に整備すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については，変更原案「2. 1. 4. 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり，田野川の本川背水影響区間について堤防の嵩上げを行うこととしております。また，変更原案「2. 1. 3. 河川工事の施行の場所」に記載のとおり，本川との合流部区間等において堤防構造を工夫する危機管理型ハード対策を実施してまいります。なお，当該地区の整備については，関係機関と調整しながら引き続き検討してまいります。
2. 1. 4 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境への配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河道改修の際には極力良好な自然環境の保持に配慮し，標準断面のみによる単調な河道にならないよう努めていただきたい。調節池は湿地的な機能を強化するなど自然環境としての価値を高めるような整備ができれば望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については，変更原案「2. 1. 4. 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり，整備にあたっては，動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し，河道形状が画一的にならないよう，みお筋の確保や瀬・淵の保全に努めてまいります。
2. 2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な河川維持には，住民の力を活用する方策を考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については，変更原案「2. 3. 4. 河川愛護等の普及，啓発」に記載しております。引き続き，流域住民が河川に親しみを持てるよう，啓発に努めてまいります。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
2.3 その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフト対策の項目立て等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ソフト面の対策の重要性」に対する姿勢が注目されると予想されることから、項目立てや並び順を工夫したり、具体的なキーワードを用いたりして、検討点が伝わる整理を工夫すべき。 ・ 河川情報の提供に関する記述位置を、久慈川圏域の計画と合わせるべき。 ・ P30 29行目の記載文章が「誰にとって必要か」がわかりにくいので修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正します。 ・ ご意見を踏まえて修正します。 ・ ご意見を踏まえて修正します。
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害リスクを踏まえた土地利用の促進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過洪水対策に当たっては、二次的な水質事故の防止など、水害リスクを踏まえた土地利用の促進からの必要な取り組みに引き続き努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同時多発的に破堤が発生した場合の体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時多発的に破堤が発生した場合の対応体制(優先順位、応援など)を整えておくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による避難勧告等の適切な発令の促進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過洪水が発生した場合には、人命、社会経済の被害軽減を目標とし、住民避難を円滑・迅速なものにするため、関係機関と連携したタイムラインの活用も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案「2.3.2. 超過洪水対策等」に記載のとおり、マイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援してまいります。
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化の進行しているエリアでは、水防団や農業水利マネジメントの仕組みの維持が困難になっており、都市的利用エリアでは、コミュニティの帰属意識が薄く情報伝達が難しく、高齢者施設が孤立するなど、エリア別の課題があることから、地域の実情に応じた防災・減災活動に対して、触れていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正します。
	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田の地下浸透は、日量でせいぜい20-25mm程度で治水対策上は期待できず、誤解を防ぐために削除すべき。水田機能強化を関係機関と連携する必要があるので、むしろ「水田の機能の保全と強化」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて修正します。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	茨城県の考え方
その他	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水を直轄区間へ集めてから処理するのではなく、流域全体としての洪水処理という考え方を加えるべき。 ・ 県区間の整備が進捗した場合、直轄区間への引渡流量が増大するため、流域から県区間への流出を抑制する対策や県区間内で洪水調節を行うなど、洪水の分散的な処理方策を検討すべき。 ・ 計算モデルと実現象との乖離等により、県区間の計画流量が本来の確率規模流量よりも大きくなって直轄区間の負担が増している可能性があるため、検証が必要。 ・ 県区間は計画確率が低いことから超過洪水が頻繁になるはずであることから、多くの場所ですこしずつ溢れさせるのか、あるいは流出を抑制するのかなどといった選択を検討し、全体として県民の被害が少なくなるような方法を検討すべき。 ・ 決定的な大規模破堤・水害を回避する上で、下流部(直轄区間)が危ない時に上流部(県区間)の内水排除ポンプの運転調整を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見については、国・県・市町村等のあらゆる関係者により流域全体で取り組んでいくべき課題であり、今後の参考とさせていただきます。 ・ 河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施してまいります。